

バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆる新バリアフリー法施行から10年以上が経過し、バリアフリー化は一定程度の進展を見せている。

しかしながら、地域においては、人口減少・少子高齢化が急速に進む中、地域の一体的バリアフリー化のニーズが高まっているにもかかわらず、全国の市町村においては、さまざまな事情から基本構想等の作成が進まない地域もある。また、公共交通事業者の既存施設のバリアフリー化や接遇のあり方についても一層の向上が急務となっている。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、共生社会の実現をレガシーとすべく、また、国の一億総活躍社会の実現を具体化するため、東京のみならず全国各地の一層のバリアフリー化を推進する必要がある、そのためには、バリアフリー法を改正し、制度面から地域の抱える課題の解決を目指すことが不可欠である。

国においては、平成29年2月に関係閣僚会議において決定されたユニバーサルデザイン2020行動計画に基づき、同法の改正を含むバリアフリー施策の見直しを進めているとのことであり、全国各地のバリアフリー水準の底上げに向けて、同法の改正及びその円滑な施行を確実に実施するとともに、下記の事項について措置するよう強く要望する。

記

- 1 地域の面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法の基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みについて検討すること。
- 2 公共交通事業者がハード・ソフト一体的な取り組みを計画的に進める枠組みについて検討すること。
- 3 バリアフリー施策を進める際には、高齢者・障害者等の意見を聞く仕組みを検討すること。あわせて、バリアフリーの促進に関する国民の理解を深めるとともに、その協力を求めるよう、国として教育活動・広報活動等に努めること。
- 4 バリアフリー法改正後、速やかな施行を行う観点から、改正内容について、十分に周知すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月26日
高松市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

宛